



光多 長温

都市化研究公室理事長

行政施設の建設・管理運営や行政体の効率化・効果化を図るために、さまざまの官民連携の試みが行われている。公設民営、委託（運営委託・業務委託）、指定管理者、PFI等々である。第三セクター方式も官民連携の嚆矢とも言えよう。最近では空港施設や水道施設のコンセッション方式が導入されている。

疑問を抱へることが多い。官民連携事業のための契約の内容や標準化等に関し、さまざまな議論や努力を積み重ねてきたのは事実であるが、率直に言ってしまうと

「たゞは記憶に新しい。民連携契約には困難がつきまといのちうか。その一つは、「官と民との契約」の難しさである。民間企業の基本的行動

り求められる内容が異なっている。行政施設の機能に要求される内容自体が変化している」とも感じられる。例

えは、将来の「官と民との契約」を取り決めることに限界がある事業に関しては、選定された民間企業と官とが新たな事業体を作り、その中でリスクを処理したり、種々の課題を解決していくこととするものである。わが国に引き直せば三セクPFIで

フランス型の契約はある程度の弾力性をもちつつ、双方協議しつつ物事を決めていくという面があるのではないかと感じる。

官民連携と契約のあり方

行政施設の建設・管理運営や行政体の効率化・効果化を図るために、さまざまの官民連携の試みが行われている。公設民営、委託（運営委託・業務委託）、指定管理者、PFI等々である。第三セクター方式も官民連携の嚆矢とも言えよう。最近では空港施設や水道施設のコンセッション方式が導入されている。

おける官民連携に相応しい契約は未だに模索中ではないかと思う。近江八幡市民病院や高知県市民病院のPFI事業中途解除においても契約の限界が露呈し、官民契約の有効性が問題とな

る。民間企業の基本的行動原理は利益追求であり、当事者間でビジネスの内容を詳細に取り決めて一定の利益を實現することを目指すことは日常的に行われ、長期契約や多国間契約も可能である。

他方、官（行政）の主な機能は納税者や住民への行政サービスの提供であり、経済社会の変化・進展により

新たな試みもできてきている。パブリックファイナンスの活用や、共同事業方式への移行の試みである。例

えは、将来の「官と民との契約」を取り決めることに限界がある事業に関しては、選定された民間企業と官とが新たな事業体を作り、その中でリスクを処理したり、種々の課題を解決していくこととするものである。わが国に引き直せば三セクPFIで

所

論

諸

論

他方、官（行政）の主な機能は納税者や住民への行政サービスの提供であり、経済社会の変化・進展により

新たな試みもできてきている。パブリックファイナンスの活用や、共同事業方式への移行の試みである。例

えは、将来の「官と民との契約」を取り決めることに限界がある事業に関しては、選定された民間企業と官とが新たな事業体を作り、その中でリスクを処理したり、種々の課題を解決していくこととするものである。わが国に引き直せば三セクPFIで

フランス型の契約はある程度の弾力性をもちつつ、双方協議しつつ物事を決めていくという面があるのではないかと感じる。

2014.9.19

月刊建設時報